

2023年度 東京大学 全学交換留学（グローバルキャンパス推進本部担当）

派遣候補学生募集要項（2023-2024 年春募集）

2023.3

2023年度東京大学全学交換留学（2023-2024 年春募集）について、本要項のとおり募集を行う。なお、新型コロナウイルスの世界的感染拡大とそれに伴う世界情勢等により、今後、本プログラムが中止となる可能性もあることに留意すること。また、募集に関する情報・応募書類等は一部変更される場合があり、また有益な情報・よくある質問等を後日追加して掲載する場合もある。よって、最新情報を必ず Go Global 東京大学海外留学・国際交流情報ウェブサイトを確認すること。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/application-tips-USTEP.html>

◆ 本募集要項中の定義

「年期」

東京大学の協定校も含む海外の大学で主流となっている、秋頃から始まるアカデミックカレンダーに沿った期間の概念。春から始まる日本の「年度」と区別するために、以下の「秋学期」→「春学期」のサイクルを「年期」と表している。

「秋学期」

7～9月頃から始まり、11月～翌年1月頃までに終わる留学期間。

「春学期」

1～3月頃から始まり、4～6月頃までに終わる留学期間。

（例）2023-2024 年期は
2023年8月頃～2024年
5月頃のサイクル。

必ずしも協定校において「秋学期」「春学期」という名称ではないので注意すること。特に、南半球や韓国の協定校ではこの名称ではないことが多い。

なお詳細な留学期間は協定校の定めるアカデミックカレンダー及び期間に従うため、協定校のウェブサイトや Factsheet 等で確認すること。

1. 概要

交換留学（派遣）とは、本学正規課程の学生が、本学に在学したまま、概ね1年以内の1学期間または複数学期の間、本学が全学学生交流覚書を締結している海外の大学（以下「協定校」とする。）において、科目履修または研究指導等の教育の機会を得ることをいう。

留学期間中は、協定校において授業料は徴収されず、本学規定の授業料を本学に納めることとなり、留学中の在学期間も本学修業年限に通算される（留学期間中の身分は「休学」ではなく「留学」または「研究指導の委託」となる）。

また、協定校において所定の要件を満たした場合には単位が付与される。その単位が本学での単位として認定されるかについては、学部・研究科により異なるため、留学時に所属する学部・研究科の担当

部署に事前に相談する必要がある。

なお、全学交換留学とは、グローバルキャンパス推進本部が担当する全学学生交流覚書に基づく交換留学プログラムを指し、本募集はその派遣候補学生を募集するものである（各学部・研究科が担当する学生交流覚書に基づく協定校への留学を希望する場合は、所属学部・研究科の担当部署へ問い合わせること）。本学での学内選考（以下「学内選考」とする。）を経て派遣候補学生に内定した応募者は、協定校での審査に別途応募する必要がある。

2. 応募資格・条件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 協定校が定める交換留学生の資格を有する者。加えて、「9. 語学能力証明書類に関する詳細」記載の語学要件を、各学部・研究科での応募締切日時時点で満たしている者。なお、協定校によっては、交換留学生在が所属できない学部・研究科や、履修できない授業、履修を保証できない授業等があり、また、学部・研究科によって異なる語学要件を提示していることもあるため、各自の責任により協定校のウェブサイトや Factsheet、別紙協定校情報一覧等で十分確認すること。
- (2) 応募時に本学学部または大学院研究科・教育部の正規課程に在籍し、留学期間を通じて本学学部または大学院研究科・教育部の正規課程に在学する者。留学期間内に学部・大学院を卒業・修了する者は応募できないので注意すること。なお、2018年4月以降に入学した学部学生は、国際総合力認定制度 Go Global Gateway に登録後、Go Global Statement を提出し、承認されている者のみを対象とする。この手続きが完了していない者は、応募時に所属する学部・研究科の締切日までに、完了させること。
- (3) 大学院への進学予定者については、留学開始時までに進学している者。また学部前期課程と後期課程に跨る留学を希望している者は、別添1を参照すること。
- (4) 留学時に所属する予定の学部・研究科の担当部署（「16. 問い合わせ先」参照）に相談し、応募前に留学に関する留意点の説明を十分受け、納得した上で応募すること。学部・研究科により、留学に関する独自の条件を課す場合がある。
- (5) 留学期間が1学期以上で概ね1年以内であること。応募後の留学期間の変更は原則として認められない。
- (6) 留学時における本学の指導教員等が既に分かっている場合は、応募する旨承認を得ておくこと。
- (7) 留学する際、所属する学部・研究科で「留学」または「研究指導の委託」の手続きをとり渡航することを応募にあたり理解すること。
- (8) 本学での授業・試験日程、就職活動、その他各自の予定等を応募前に十分確認し、参加が可能な場合のみ応募すること。なお、本学からの派遣可能人数に上限があり、学内選考後に辞退すると他の学生の留学の機会を失うことにつながるため、応募後の辞退は原則として認められない。
- (9) 派遣学生向けオリエンテーションに必ず出席すること。なお、オリエンテーションは、2023年10月～11月中旬の夜の時間帯で開催予定である（2023年8月以降に日程と詳細を確定し、派遣候補

学生に連絡する。

- (10) 留学中の保険として、公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）の学研災付帯海外留学保険「付帯海学」に必ず加入すること（加入に要する経費は自己負担となる）を応募にあたり理解すること。なお、加入に当たっての詳細は派遣候補学生に追って通知する。
- (11) 留学中の危機管理対策として、日本エマージェンシーアシスタンス（株）の派遣学生危機管理サービス OSSMA（Overseas Student Safety Management Assistance）への加入を義務づけることを応募にあたり理解すること（加入に要する経費は自己負担となる）。なお、加入に当たっての詳細は派遣候補学生に追って通知する。
- (12) 日本学術振興会の特別研究員（DC）に採用が決まっている学生の応募も妨げない。

3. 募集対象協定校

別紙協定校一覧を参照すること。

4. 募集対象留学期間

- (1) 募集対象期間は以下の通りとする。なお、②は春学期が学年暦の開始となる協定校（南半球各国や韓国に多い）のみ応募を可とする。

① 2023-2024年期の春学期のみの1学期

② 2023-2024年期の春学期及び2024-2025年期の秋学期の1年間（春学期～秋学期）

※つまり、本募集は、2024年春（1月～3月頃）に開始する、1学期または1年間の留学が対象となる募集である。

- (2) 学年暦のずれのため、協定校への留学期間の前後に本学での授業を履修できない期間が生じ、標準修業年限での卒業ができないこともあるため、留学時に所属する予定の学部・研究科の担当部署にてその旨を確認・相談の上応募すること。
- (3) 標準修業年限最終年次に留学希望の者について、留学前に各学部・研究科の定める授業科目及び単位数を全て修得済みで、かつ留学期間中に標準修業年限を迎える場合、留学中であっても卒業の認定がなされる場合があるので、留学時に所属する予定の学部・研究科の担当部署にてその旨を確認・相談の上応募すること。たとえ留学期間中であっても、本学から卒業の認定がなされた者については、卒業後の交換留学の継続は認められない。

5. 経費

(1) 授業料

本学規定の授業料を本学に納める。学生交流覚書により、協定校における検定料・入学科・授業料は不徴収となる。

(2) その他の経費

その他の留学に要する経費は自己負担とする。

6. 奨学金

応募時にグローバルキャンパス推進本部を通じた奨学金（金額未定・返済不要）に申請することができる（詳細は別添2を参照すること）。この奨学金の受給を希望する者は、様式「奨学金受給希望状況確認書」にて申請すること。

他団体等から奨学金を受給する場合、当該団体等からの奨学金の受給額や規定によっては、奨学金の併給ができない場合がある。現時点でグローバルキャンパス推進本部からの奨学金の受給を希望する者は「奨学金受給希望状況確認書」を提出し、併給ができないと分かった時点で辞退の申し出を必ず行うこと。

（参考）他団体等からの奨学金

●独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金（短期留学）（有利子貸与型）

グローバルキャンパス推進本部からの奨学金とも併給可能。ただし、留学により取得した単位が国内在籍学校の単位として認定される留学であることが条件となるので、留学時に所属する予定の学部・研究科の担当部署及び本部奨学厚生課奨学チームにその旨を確認すること。貸与額：月額2万円～15万円までの選択制。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_01_02_07.html

●官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム【大学生等対象】～

奨学金（経済状況及び派遣地域によって金額が異なる）のほか、留学準備金及び授業料を支給。教育機関での留学だけでなく、留学の目的に沿った実践活動（インターンシップ等）が含まれる留学計画が対象となる。

<http://www.tobitate.mext.go.jp/>

●その他各種団体等の奨学金

より条件のよい各種奨学団体等による奨学金制度に申請することも可能である。

参考：Go Global 東京大学海外留学・国際交流情報ウェブサイト 「奨学金情報」

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/scholarship-index.html>

7. 留学時の身分

(1) 協定校での在籍身分は協定校において決定される。

(2) 協定校へ留学中の本学における学籍上の身分は、学部学生の場合、所属学部の認定により「留学」とする。大学院学生の場合、留学先での活動の実態により「留学」あるいは「研究指導の委託」のいずれかの手続きをとることとする。

8. 応募方法

(1) 応募方法

学務システム（UTAS）から電子申請を行う。ただし、一部の応募書類は所属学部・研究科に UTAS を用いずに提出する。別紙チェックリストを利用し、申請に不備がないかよく確認すること。

【電子申請先】

UTAS にログイン後、画面上部にある「海外派遣」のタブより申し込むこと（「海外派遣プログラム申請の手引き」を参照すること）。

UTAS : <https://utas.adm.u-tokyo.ac.jp/campusweb/>

海外派遣プログラム申請の手引き (PDF) : <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400099994.pdf>

【申請書類指定書式のダウンロード先】

Go Global ウェブサイトよりダウンロードすること。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/application-tips-USTEP.html>

(2) 応募時注意事項

※UTAS の記入項目「留学時に所属する予定の学部・研究科からの留意事項確認」には、留学時に所属する予定の学部・研究科の担当部署から留学に関する留意点の説明を受けた上で、担当部署名・担当者名・日付を記入すること。記入されていない場合は申請を受理しない。業務の都合等により、急な対応は受け付けられない可能性があるため、留学時に所属する予定の学部・研究科の担当部署からの指示に従い、締切日までに余裕をもって説明を受けられるようにすること。各学部・研究科の担当部署は「16. 問い合わせ先」を参照すること。

※希望協定校を1校のみにしたほうが選考で優先されるわけではないため、留学を希望する協定校があれば留学を希望する順にすべて記載すること。なお学内選考後の辞退は認められないため、明確に留学の意思がある協定校のみ記入すること。

※学内申請時に記載した協定校側の学部・研究科に推薦・申請手続きを行うこととなる（特定の学部・研究科に所属しない協定校の場合は除く）。学内選考後の変更は認めないため、慎重に検討し、申請すること。

※学内選考後、本学から推薦するのは第一希望～第三希望のいずれか1校のみとなる。

※各協定校の募集枠数の上限により1学期のみ派遣可となった場合でも留学を希望する者は、UTASの記入項目「9.留学希望協定校」で「1学期のみ派遣可となった場合：留学を希望する」を選択すること。

※UTASの記入項目「9.留学希望協定校」で、少なくとも第二希望まで選択し、そのいずれかにおいて、「1学期のみ派遣可となった場合：留学を希望する」を選択した際には、UTASの記入項目「12.特記事項」に、志望順位の高い協定校での1学期のみ派遣を希望する場合は「志望校優先」、志望順位が低くとも1年の派遣を希望する場合は「期間優先」と明記すること。なおどちらを優先するかについて、協定校ごとに対応を変更することは認められない。

※UTASの記入項目「2.基本情報」及び「4.家族等関係者の連絡先【日本国内の緊急連絡先】」は、申請画面では記入・変更できない。そのため変更が必要な場合は、所属学部・研究科の担当部署に記入・修正方法を確認し、正しい内容を記入した状態で申請すること。

※2023年4月入学の学部1年生は、応募時点で本学の成績が無いことを考慮し、総合的に選考を行う。

(3) 応募締切

応募時に所属する学部・研究科が指定する締切日（2023年5月中旬～6月上旬頃）までに、UTASからの

電子申請を完了させること。なお、締切日は所属学部・研究科により異なるので、所属学部・研究科の担当部署の指示に注意し、従うこと。

※応募締切以降、電子申請システムは閉じられ、申請は一切受け付けない。また大きな不備のある申請は締切前に申請を完了しても受理されない。

各学部・研究科担当部署一覧：

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/contact-department.html>

(4) 応募書類

<UTASでアップロードするもの>

応募書類	対象者	備考
・本学の成績証明書（英文）	該当者のみ	（注1）参照。
・学外成績証明書（英文）	該当者のみ	東京大学以外の高等教育機関で学位を取得した者等が該当する。（注1）参照。
・パスポート顔写真ページ（カラーで鮮明なもの）	保持者のみ	
・語学能力証明書類	原則全員	「9. 語学能力証明書類に関する詳細」参照。
・誓約書	全員	指定書式に記入・署名後スキャンしたPDFをアップロードする。保証人の署名も必要とする。
・奨学金受給希望状況確認書	グローバルキャンパス推進本部からの奨学金の受給を希望する者のみ	指定書式を記入しPDFをアップロードする。
・学部前期課程と後期課程に跨る留学に関しての留意点	該当者のみ	別添1参照。

(注1)

※本学の成績証明書は、東京大学ですでに単位を取得し成績証明書を発行できる者のみを対象とする。

※成績評価の基準（何段階評価か、等）が説明されている部分も含めて提出すること。

※国内外を問わず、大学入学以降全学期の成績証明書を提出すること。なお、専門学校及び中途退学をした大学や大学院の成績証明書は提出不要である。

※2023年4月に入学の学部1年生で、グローバルキャンパス推進本部からの奨学金の受給を希望する者は、前年度の学外成績として高校3年次の成績証明書（5段階評価のもの。調査書、通知表等。和文・英文共に可）を提出すること。詳細は「別添2,3 奨学金の支給要領及び受給資格・要件について」を確認すること。

<UTAS でアップロード以外の方法で所属学部・研究科に提出するもの>

・現在所属する学部・研究科の指導教員（または担任教員、授業登録をしている教員（非常勤講師等含む））等、申請者の人物を把握できる本学教員からの全学交換留学派遣候補学生所見事項（指定書式）

1 通

※応募時に所属する学部・研究科の締切日までに、提出を完了すること。締切日は 2023 年 5 月中旬～6 月上旬頃。締切日や提出方法は所属学部・研究科により異なるので、所属学部・研究科の担当部署の指示に従うこと。

※所属学部・研究科の担当部署が指定する具体的な提出方法を確認したうえで、以下枠内の内容とともに評価者に連絡し、提出を依頼すること。

※所見事項は学内選考用である。学内選考通過後、協定校が推薦書の提出を求める場合は、協定校への応募用の推薦書を別途提出する必要がある。

「全学交換留学派遣候補学生所見事項」作成・提出要領

a. 指定書式「所見事項」を Go Global ウェブサイトよりダウンロードしてください。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/application-tips-USTEP.html>

b. 記入後PDF化し、所属学部・研究科の担当部署が指定する提出方法に従い、提出してください。

※提出時のファイル名は「(被評価者名) 所見事項_評価者名」としてください。

9. 語学能力証明書類に関する詳細

(1) 留学先での学習・研究に英語を使用する場合の提出書類

協定校が要求する語学要件に従い、以下の書類を提出すること。

協定校の語学要件に関する方針に応じた場合分け	提出書類※1	備考（学内選考でスコアの提出を免除する要件）
協定校が基準を設けており、協定校での審査時にスコアの提出を求めている場合	協定校が要求する基準を満たす TOEFL iBT または IELTS のスコア	協定校のウェブサイト、Factsheet または別紙協定校情報一覧に、英語で初中等教育を受けたことを証明する書類（英語圏の高等学校の卒業証書の写し等）や、英語による学位取得可能なコースあるいはプログラム※2の在籍証明書等を語学能力証明書とみなすことが明示されている場合のみ、当該書類を語学能力証明書類とすることができる。
協定校が基準を設けているが、協定校での審査時にスコアの提	協定校が要求する基準を満たす TOEFL iBT また	応募時に英語による学位取得可能なコースあるいはプログラム※2に在籍し

出を必要としないことをウェブサイトや Factsheet 等に明示している場合	は IELTS のスコア	ている者は、当該コースまたはプログラムの在籍証明書を語学能力証明書類とすることができる。
協定校が基準を設けていない場合	TOEFL iBT79 点以上または IELTS (アカデミック・モジュール) オーバーオール・バンド・スコア 6.5 を満たすスコア	応募時に英語による学位取得可能なコースあるいはプログラム※2 に在籍している者は、当該コースまたはプログラムの在籍証明書を語学能力証明書類とすることができる。

※1 問い合わせの多い事項については、次の通りとする。

- ・ TOEFL iBTの受験後にウェブ上で確認できるスコア：提出可とする（IELTSは不可）。
- ・ TOEFL iBT Home Editionのスコア：協定校が不可としている場合を除き、提出可とする。
- ・ TOEFL iBTにおけるMyBestスコア：協定校のウェブサイト、Factsheetまたは別紙協定校情報一覧に使用の認可が明示されていない限り、使用を認めない。
- ・ 協定校がTOEFL iBTやIELTS以外の検定試験、CEFR（Common European Framework of Reference for Languages）のレベルを示す証明書等を語学要件として認めている場合：「備考（スコアの提出を免除する要件）」に該当する場合を除き、それらの使用を認めない。

※2 一般入試または外国学校卒業学生特別選考による入学者で、進学選択により学部3年次から英語による学位取得可能なコースに進学する者及び進学した者は、「提出書類」に記載されたスコアの提出を必須とする。

(2) 留学先での学習・研究に英語以外の言語を使用する場合の提出書類

留学先で使用する言語に関して協定校が要求する語学要件に従い、以下の書類を提出すること※1。

協定校の語学要件に関する方針に応じた場合分け	提出書類	備考（学内選考で左記の提出書類の提出を免除する要件）
協定校が基準を設けており、協定校での審査時にスコアの提出を求めている場合	協定校が要求する基準を満たすスコアや試験結果※2	協定校のウェブサイト、Factsheet または別紙協定校情報一覧に、当該言語で初中等教育を受けたことを証明する書類（当該言語圏の高等学校の卒業証書の写し等）や、本学指定の語学能力を証明する書類※3等を語学能力証明書とみなすことが明示されている場合、当該書類を語学能力証明書類とすることができる。
協定校が基準を設けているが、協定校での審査時にスコアの提出を必要としないことをウェブサイトや Factsheet 等に明示	協定校が要求する基準を満たすスコアや試験結果※2	当該言語で中等教育を受けたことを証明する書類（当該言語圏の高等学校の卒業証書の写し等）や、本学指定の語学能力を証明する書類※3を

ている場合		語学能力証明書類とすることができる。
協定校が基準を設けていない場合	CEFR (Common European Framework of Reference for Languages) の B1 以上を満たすスコアや試験結果※2	当該言語で中等教育を受けたことを証明する書類 (当該言語圏の高等学校の卒業証書の写し等) や、本学指定の語学能力を証明する書類※3を語学能力証明書類とすることができる。

※1 留学先での学習・研究に、英語及び英語以外の言語のどちらも使用する場合は、協定校が要求するそれぞれの語学要件を満たす書類を提出すること。なお、非英語圏の協定校に留学を希望するが、協定校での学習・研究に英語のみを使用する場合、「(2) 留学先での学習・研究に英語以外の言語を使用する場合の提出書類」の提出は、協定校のウェブサイト、Factsheetまたは別紙協定校情報一覧に、そのような場合での英語以外の言語の語学要件が明示されていない限り不要とし、「(1) 留学先での学習・研究に英語を使用する場合の提出書類」に沿った提出書類のみ必要となる。

※2 英語以外の言語で記入されている証明書類には和訳または英訳を添付すること。

※3 本学指定の語学能力を証明する書類は、原則として、本学語学担当教員 (非常勤講師等含む) による証明のみ有効とする。英語もしくは留学先で使用する言語で記入してもらうこと。大学院学生で語学担当教員による証明が難しい場合は、指導教員を通じて、所属学部・研究科に相談すること。

(3) 各学部・研究科での応募締切日時時点で協定校が要求する語学要件を満たし、かつ2023年6月30日 (金) 時点で有効期限内の証明書を提出すること。

(4) 協定校が要求する語学要件や有効期限等は、各自で責任を持って最新の情報を協定校のウェブサイトやFactsheet等で確認すること。なお、協定校が語学要件を推奨・目安として記載している場合も、学内選考においてはそれらを「要求する語学要件」として参照する。また、語学要件について基準を設けているにもかかわらずウェブサイトやFactsheet等で明示しておらず、別紙協定校情報一覧のみに記載されている協定校もあるため、必ず別紙協定校情報一覧も参照すること。

【新型コロナウイルスの影響による特例措置について (在籍証明書)】

上の (1) によって在籍証明書を語学能力証明書類として提出することが認められている応募者が、在籍証明書を提出することが困難な場合は、所属学部・研究科の担当部署が在籍状況を確認するので、学内選考時点での提出を免除する。

10. 学内選考 (本選考)

書面審査、及び必要と判断された者については面接審査を行う。面接審査は2023年7月中に行う予定 (オンライン実施の可能性あり)。面接日程等重要事項は電子メールで連絡するため、応募後は定期的に

電子メールを確認すること。重要な連絡が迷惑メールフォルダに振り分けられてしまう例もあるため、迷惑メールフォルダも確認すること。

1 1. 学内選考結果通知時期

2023年8月上旬頃。選考結果は所属学部・研究科を通じて通知する。

1 2. 派遣候補学生内定後の留意事項

- (1) 派遣候補学生に内定した場合は、協定校が定める応募書類を改めて作成することとなる。協定校のウェブサイトや Factsheet 等を参考に、協定校が定める応募書類の準備を早めに進めておくこと。その応募書類をもって本学から協定校へ推薦し、協定校での審査の後、受入許可の通知を受領した時点で、受入が正式に認められたこととなる。

※学内選考時に提出した語学能力検定試験の証明書類の日付が、協定校の求める有効期限を満たしているか確認すること。

- (2) 協定校への応募書類の作成及び手続きは、本人の責任において十分確認の上、遺漏なきよう行うこと。
- (3) 入学、渡航、及びビザ取得手続き等は協定校の指示に従い、留学先の国や地域の大使館等で必ず最新の情報を得て本人の責任により行うこと。また、これらに要する費用も本人の負担となる。
- (4) 協定校における専攻・履修可能な授業等は、原則として本人の希望等によるが、協定校の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限らない。

※大学院学生については、学習・研究を希望する研究室や専攻により受入を行わない場合があるため、指導を希望する協定校の教員等へ予め確認することを推奨する。

- (5) 派遣候補学生内定後の協定校における所属学部・研究科の変更は原則認めない。
- (6) 派遣候補学生に内定した場合でも、次の場合は派遣できない。
 - ① 協定校の募集人員が減らされたとき。
 - ② 協定校の受入許可が得られなかったとき。
 - ③ 「2. 応募資格・条件」及び「9. 語学能力証明書類に関する詳細」の要件を満たさないことが判明したとき。
 - ④ その他、グローバルキャンパス推進本部が留学が適当でないと認めたとき。
- (7) 派遣の資格を満たすことができない可能性が生じた場合、早急に所属する学部・研究科の担当部署を通じて本部国際交流課へ連絡すること。なお、交換留学は協定校との間で推薦枠を決めて行われているため、原則として辞退は認められない。
- (8) 一般的な留学のための情報や危機管理等については、Go Global 東京大学海外留学・国際交流情報 ウェブサイトを参照すること (<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/voyage-care.html>)。特に、海外渡航危機管理ガイドブックは必ず熟読すること。
- (9) 留学中の保険として、公益財団法人日本国際教育支援協会 (JEES) の学研災付帯海外留学保険

「付帯海学」に必ず加入すること。また、留学中の危機管理対策として、日本エマージェンシーアシスタンス（株）の派遣学生危機管理サービス OSSMA（Overseas Student Safety Management Assistance）に必ず加入すること。

- (10) 留学時に所属する学部・研究科で「留学」の手続きをとり渡航すること。ただし、大学院学生の場合、留学先での活動の実態により「留学」または「研究指導の委託」の手続きをとることとする。手続き内容については、留学時に所属する学部・研究科の担当部署にて事前に確認すること。
- (11) 派遣先大学で修得した単位等を本学の単位として認定できるかどうかは所属学部・研究科の判断による。本プログラムで修得した単位等が必ずしも本学の単位となるとは限らない。単位認定の手続き等については、所属する予定の学部・研究科の担当部署にて事前に確認及び相談すること。
- (12) 協定校や派遣先の国・地域が新型コロナウイルスのワクチン接種に関するルールを定めている場合は、そのルールに従うこと。
- (13) そのほか、本学が指示する注意事項に従うこと。

1.3. プログラム参加の際の注意事項

- (1) プログラムの趣旨を理解の上、十分な学習成果を挙げ、プログラムを修了することに努めること。
- (2) 参加学生は本学を代表する立場にあることを自覚し、滞在先の機関・国や地域の法令、規則、規程、マナー等を遵守すること。

1.4. 留学後の報告等

- (1) 派遣学生は、派遣前に案内がある「帰国後提出書類」について留学期間終了後 2 週間以内に提出すること。また、派遣学生のうち、2018 年 4 月以降に入学した学部学生は、留学期間終了後に国際総合力認定制度 Go Global Gateway のアクティビティレポートを提出すること。
- (2) 各種奨学金の受給者については、上記以外にも指定された報告書類等を提出すること。
- (3) 所属学部・研究科の指示に従い、派遣先大学で修得した単位等を本学の単位として認定するための手続きをとること。
- (4) 派遣学生には本学の国際化に関する取組への協力を依頼する場合がある。報告会や説明会への参加、留学プログラムの広報や学生へのアドバイス、アンケート調査等の依頼があった場合、やむを得ない事情のない限り協力すること。

1.5. その他

応募に当たって所属学部・研究科及び本部国際交流課が知り得た氏名・連絡先その他の個人情報については、派遣候補学生の選考・決定、協定校への手続、本学の国際化に関する取組への協力依頼等の業務を行うために利用する。

16. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、必ず応募時に所属する学部・研究科の担当部署を通じて行うこと。また、協定校に関する問い合わせでも、協定校の担当者へ直接問い合わせるのではなく、応募時に所属する学部・研究科の担当部署を通じて問い合わせること。ただし、大学院学生については、指導を希望する協定校の教員等に予め直接連絡することを推奨する。

各学部・研究科担当部署一覧：<https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/go-global/ja/contact-department.html>